

お知らせ

日高市長選挙・日高市議会議員補欠選挙



問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎042-989-2111

投票日 4月21日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

■入場券

選挙の告示日(4月14日(日))前後に、市選挙管理委員会から世帯全員の入場券を封書で世帯主宛てに郵送します。投票の際には、ご自身の入場券を忘れずにお持ちください。

※入場券がない場合は新たに作成しますので、写真付きの本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

■投票所

お住まいの行政区により、投票所が異なります。入場券に記載してある投票区・投票所をよく確認しましょう。また、終了時刻間際は、混み合うことがあります。投票はなるべく早めに済ませましょう。

なお、以下の投票所は前回の選挙と場所が変更となっていますのでご注意ください。

※第14区投票所 高根学童保育室→高根小中学校(視聴覚室)

■投票できる人

平成18年4月22日までに生まれ、令和6年1月13日までに日高市に住民登録をして、投票日まで引き続き市の住民基本台帳に記載されている人

※選挙権があっても、市の選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。また、市の選挙人名簿に登録されていても、特別の事情で選挙権を失った人などは

18歳未満の子どもも一緒に投票所に入ることができます



■期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事で、投票所へ行けない人は、期日前投票をご利用ください。

日時 4月15日(月)～20日(土)

午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

持ち物 投票所入場券または写真付きの本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

投票手続き 「宣誓書」の記入が必要です。投票所入場券の裏側の「宣誓書」に記入し、お越しく下さい。

投票することができませんので、ご注意ください。

■代理投票・点字投票

体が不自由な人や自分で字を書くことができない人は、係員が本人に代わって記載する代理投票ができます。また、目の不自由な人は点字による投票ができます。いずれの場合も投票所で係員に申し出てください。

■郵送による不在者投票

体に重度の障がいのある人は、自宅などにおいて投票し、これを郵送する郵便投票ができますが、投票には「郵便等投票証明書」が必要です。この証明書の交付申請手続きは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、投票日の4日前(4月17日(水))までに証明書を提示し、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

■対象(次のいずれかに該当する人)

- 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢、体幹、移動機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫等の障がいの程度が重度の人
- 要介護状態区分が「要介護5」の人

■投票の順序

日高市長選挙→日高市議会議員補欠選挙

■選挙公報

投票日の2日前までに新聞朝刊(スポーツ紙を除く)に折り込み、配布します。新聞を購読していない人は、市役所、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」に用意してありますので、ご利用ください。また、市ホームページにも掲載します。

■公営ポスター掲示場

市内に133か所のポスター掲示場を設置します。

■開票

日時 4月21日(日) 午後9時から

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」

速報および結果 投・開票速報および結果は、市ホームページでお知らせします。

